

## 甲種防火管理新規講習の受講について

### 【受講が必要な事業所等（選任が必要になる基準）】

建物の用途(例)	収容人員 (利用客+従業員)
特定用途 (集会場、遊技場、飲食店、店舗、ホテル、病院、福祉施設など)	30人以上
非特定用途 (オフィス、共同住宅、学校、工場、倉庫など)	50人以上
老人ホームなど	10人以上

※ 収容人員は消防法令の算定基準によります

### 【受講のタイミング】

- ・ すでに防火管理者を選任している事業所で、有資格者がいなくなった時
- ・ 従業員の増加などで、収容人員が基準以上になった時
- ・ 新たにできた事業所の収容人員が基準以上の時など

### 【防火管理者になるためには】

- ・ 管理監督的な地位にある方で2日間の講習を受講して資格を取得し、消防署へ届け出します
- ・ 防火管理者の資格は、失効することはありません（再講習対象の事業所は除きます）
- ・ 過去に交付された修了証を紛失等した場合は、予防課にご相談ください

【問い合わせ先】 新居浜市消防本部予防課 65-1342（直通）